

平成23年度地方独立行政法人東京都健康長寿医療センター財務諸表の概要

- 1 東京都健康長寿医療センター(以下「法人」という。)の財務諸表の取扱いについて(地方独立行政法人法第34条)
- (1)法人は、毎事業年度の終了後三月以内に財務諸表を作成し、設立団体の長へ提出し、その承認を受けなければならない。
 - (2)法人は、財務諸表及び決算報告書に関し、監事の監査を受けなければならない。
 - (3)設立団体の長は、財務諸表を承認しようとするときは、あらかじめ評価委員会の意見を聴かなければならない。
 - (4)法人は、設立団体の長の承認を受けたときは、遅滞なく財務諸表を公告し、かつ一般の閲覧に供しなければならない。

2 平成23年度財務諸表の概要及び相互関連図

キャッシュフロー計算書 (会計期間の活動区分別資金の流れ) (百万円)		貸借対照表 (期末日の財政状態) (百万円)		損益計算書 (会計期間の運営状況) (百万円)		行政サービス実施コスト計算書 (都民負担に帰すべきコスト集約) (百万円)	
<支出>	<収入>	<資産>	<負債>	<営業費用>	<営業収益及び 営業外収益>	<業務費用>	<自己収入等>
15,745 [18,499]	14,993 [18,317]	25,091 [21,721]	9,500 [6,933]	14,482 [14,388]	15,296 [15,724]	14,494 [14,392]	10,626 [10,283]
業務活動 (13,692)	業務活動 (14,992)	固定資産 (17,030)	固定負債 (4,354)	医療費用 (11,370)	運営費負担金・運営 費交付金等に基づく 収益以外の収益	医療収益 (10,289)	研究事業収益 (241)
投資活動 (1,781)	投資活動 (1)	流動資産 (8,061)	流動負債 (5,147)	研究事業費用 (1,669)			
財務活動 (272)	財務活動 (0)	現金及び預金を除 く流動資産	<純資産>	一般管理費 (1,443)	運営費負担金 (2,364)	寄附金収益 (18)	その他 (77)
		現金及び預金	15,591		運営費交付金 (1,861)		
		現金及び預金	[14,788]		補助金等収入 (348)		
		定期預金(3,501)	資本金 (9,410)				
		現金(2,576)	資本剰余金 (2,405)				
			積立金(1,640)				
			目的積立金(1,334)				
			当期末処分利益 (803)				
期末残高	期首残高			<当期総利益>		<機会費用等>	<行政サービス 実施コスト>
2,576 [3,328]	3,328 [3,510]			803[1,334]		80 [207]	3,948 [4,317]
				12[4]	0.5[1]		
				<臨時損失>	<臨時利益>		
			目的積立金 (803)				

※[]内は、22年度
※百万円未満を四捨五入しているため、合計が合わない場合がある。

引当外退職給付増加
見積額 ▲641
機会費用 721